証券コード4174
2025年４月10日
（電子提供措置の開始日2025年４月３日）

株　主　各　位

東京都渋谷区桜丘町１番１号
株式会社アピリッツ
代表取締役社長執行役員CEO　和田順児

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「2025年度定時株主総会招集通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://appirits.com/ir/meeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「アピリッツ」または証券「コード」に「4174」（半角）を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面及び電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年４月24日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付いただくか、議決権行使サイトより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2025年４月25日（金曜日）午前11時00分
2. 場　　所　　渋谷ソラスタ４階 渋谷ソラスタコンファレンス４Ａ
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第25期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　当社と株式会社ムービングクルーとの吸収合併契約承認の件
第３号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件
第４号議案　取締役に対する非金銭報酬としてのストックオプション付与の件

4. 議決権の行使についてのご案内
３頁～５頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、ご送付している書面には記載しておりません。
連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

■ 当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時 2025年４月25日（金曜日）午前11時00分開催
（受付開始は午前10時30分を予定しております。）



■ 当日ご出席されない場合



▌郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



行使期限 2025年４月24日（木曜日）午後6時00分必着



▌インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶詳細は4頁～5頁をご覧ください。

行使期限 2025年４月24日（木曜日）午後6時00分まで

議決権行使ウェブサイト▶https://www.web54.net

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

▶次頁に詳しくご紹介しています

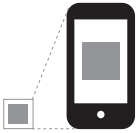

▌「スマート行使」による議決権行使について

❶ スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

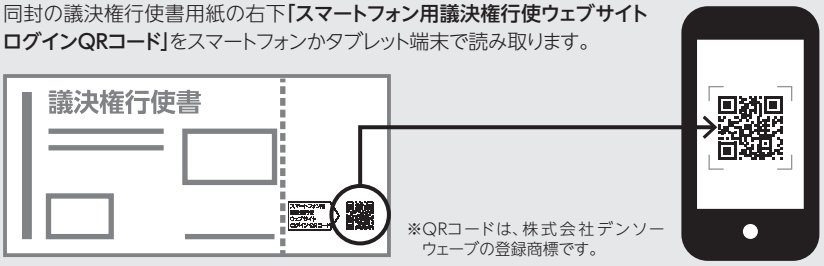

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

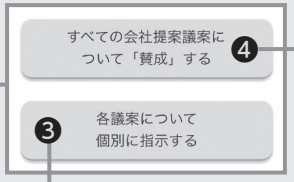

❸ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

❹ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイトhttps://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

パソコンによるアクセス手順　https://www.web54.net

❶ WEBサイトへアクセス

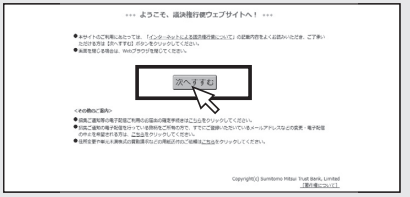

❷ ログインする

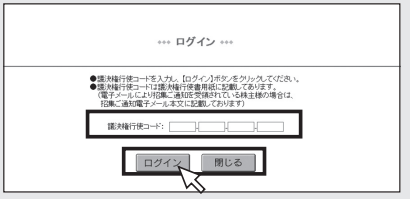

❸ パスワードの入力

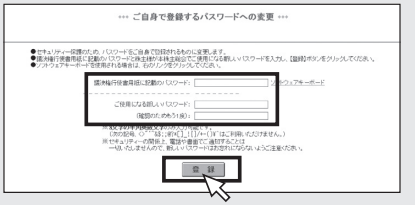

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート

0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（５名）が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	和田（わだ） 順児（じゅんじ） （1975年１月３日） 再任	1993年４月　富士通株式会社 入社 2000年４月　株式会社フレックス・ファーム（現株式会社KSK）入社 2004年５月　住商アドミサービス株式会社 入社 2005年12月　当社 入社 2007年４月　当社 執行役員 2009年９月　当社 執行役員副社長 2010年４月　当社 取締役副社長 執行役員 2011年４月　当社 取締役副社長 執行役員COO 2014年４月　当社 代表取締役社長 執行役員CEO（現任） 2022年１月　株式会社ムービングクルー 取締役（現任） 2022年７月　株式会社Y's 取締役（現任） 2024年６月　Bee2B株式会社 取締役（現任） 2024年10月　株式会社クエイル 取締役（現任）	208,200株
2	中館（なかだて） 博貴（ひろき） （1986年11月26日） 新任	2009年４月　株式会社三陽商会 入社 2011年４月　株式会社グッドスタッフ（現株式会社DEITA）入社 2011年５月　同社 総務課長 2012年11月　株式会社Y's入社　総務課長 2013年４月　同社 取締役副社長 2020年４月　同社 取締役CEO 2022年７月　同社 取締役副社長（現任） 2025年３月　株式会社ムービングクルー 取締役（現任）	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	川又 啓子（かわまた けいこ） （1960年11月26日） 再任	2002年４月　京都産業大学 経営学部 専任講師 2004年４月　京都産業大学 経営学部 助教授／准教授 2011年４月　京都産業大学 経営学部 教授 2013年４月　亜細亜大学 経営学部 教授 2017年４月　青山学院大学 総合文化政策学部 教授（現任） 2022年４月　当社取締役（現任）	―
4	北上 真一（きたがみ しんいち） （1957年10月20日） 再任	1981年４月　旧株式会社日本交通公社（現株式会社JTB）入社 2006年４月　旧株式会社i.JTB 代表取締役社長 2008年10月　旧株式会社JTB情報システム（現I＆Jデジタルイノベーション株式会社）取締役副社長 2011年２月　株式会社JTBビジネスイノベーターズ 代表取締役常務 2011年４月　東京都市大学 都市生活学部 非常勤講師兼務 2018年４月　静岡県立大学 経営情報学部 特任教授 大学院経営情報イノベーション研究科 特任教授 2023年４月　静岡県立大学 経営情報学部 客員教授（現任） 2023年４月　当社取締役（現任）	―
5	正能 茉優（しょうのう まゆ） （1991年８月22日） 再任	2014年３月　株式会社ハピキラFACTORY 代表取締役（現任） 2019年４月　慶應義塾大学大学院 特任助教 2020年７月　パーソルキャリア株式会社入社（現任） 2021年３月　株式会社ガイアックス 社外取締役（現任） 2023年４月　当社取締役（現任）	―

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．川又啓子氏、北上真一氏及び正能茉優氏は、社外取締役候補者であります。
３．川又啓子氏は、青山学院大学総合文化政策学部教授として、マーケティング戦略や消費者行動の分野において高い専門性を有するほか、eスポーツのスポーツ化に関する研究に従事しており、それらに基づく客観的かつ専門性と知見を活かした有益な助言や意見が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

4．北上真一氏は、JTBグループ企業の要職を歴任し、ウェブ開発やeコマース事業をけん引したほか、静岡県立大学経営情報学部並びに大学院経営情報イノベーション研究科の特任教授として観光学の研究に従事した経験を有しています。これらの知見とインターネットビジネスにおける経営経験を活かし、当社の経営に対して有益な意見や指導が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
5．正能茉優氏は、慶應義塾大学総合政策学部在学中に小布施若者会議を創設し、地域活性化に寄与したほか、株式会社ハピキラFACTORYを創業、女性目線・若者目線で地域商材のプロデュースを行っております。また、ミレニアル世代の世代論、組織論の分野にも明るく、これらの知見や多様な経験に基づいた客観的かつ時流に沿った立場からの意見が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
6．当社は、川又啓子氏、北上真一氏、正能茉優氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
7．当社と川又啓子氏、北上真一氏、正能茉優氏は、それぞれ会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を塡補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。本議案でお諮りする取締役の再任候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第２号議案　当社と株式会社ムービングクルーとの吸収合併契約承認の件

当社は、完全子会社の株式会社ムービングクルー（以下、「ムービングクルー」といいます。）を吸収合併すること（以下、「本合併」といいます。）を、2025年３月17日の当社取締役会にて決定いたしました。本合併に伴い、当社においては合併差損が生じることが見込まれるため、会社法第796条第2項但書及び第795条第2項第1号の規定により、本議案において、吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

(1) 合併を行う理由

当社連結子会社であるムービングクルーは、当社のWebソリューション事業と同様に、システム開発において一気通貫にてコンサルティングから企画・開発・保守を行っております。また、グローバルに活躍するアーティストのファンコミュニティサイトの企画・開発・運営事業も手掛け、エンターテインメント事業の分野においてデジタル化支援を行っております。

今般、ムービングクルーの経営資源を当社へ集約して組織運営を一体化し、システム開発に関わる事業はWebソリューション事業へ統合、ファンコミュニティサイトの企画・開発・運営等は、オンラインゲーム事業のIPを活用した「推し活」ビジネスとして統合し、サービス提供の強化を目的として吸収合併することといたしました。

(2) 合併契約の概要

当社及びムービングクルーが2025年３月17日付けで締結した吸収合併契約の内容は次のとおりです。

合併契約書（写）

株式会社アピリッツ（本店所在地：東京都渋谷区桜丘町1番1号、以下「甲」という。）と株式会社ムービングクルー（本店所在地：東京都渋谷区桜丘町1番1号、以下「乙」という。）とは、以下のとおり、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方式）
甲および乙は、甲を存続会社とし、乙を消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（効力発生日）
本合併の効力発生日は、2025年6月1日（以下「本件効力発生日」という。）とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条（無対価合併）
本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際して乙の株主に対して株式その他の金銭を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第4条（存続会社の資本増加）
本合併は、無対価合併であることから、甲の資本金等は増加しない。

第5条（合併承認）
1. 甲および乙は、本契約の締結日までに、それぞれ取締役会（以下「合併承認取締役会」という。）を開催し、本契約の承認および本合併に必要な事項に関する決議を行う。ただし、甲および乙は、合併手続進行上の必要性その他の正当事由があるときは、甲および乙が協議の上、合併承認取締役会を開催する日を変更することができる。
2. 甲は、本件効力発生日までに、株主総会を開催し、本契約の承認および本合併に必要な事項の決議を求める。
3. 甲および乙は、乙が会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

第6条（会社財産の引継ぎ）
1. 乙は、2025年1月末日時点の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、本件効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債および権利義務その他の法律関係を本合併の効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。
2. 乙は、第1項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

第7条（善管注意義務）
　甲および乙は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の業務を執行および財産の管理の運営をするものとし、その財産および権利義務に重大な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ他方当事者と協議のうえこれを行う。

第8条（条件の変更、解除）
　本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたとき、または隠れたる重大な瑕疵があることが発覚したときは、甲乙協議のうえ本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（合併契約の効力）
本契約は、第5条第2項に定める甲の合併承認株主総会、または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、効力を失う。

第10条（合意管轄）
本契約は日本法に準拠するものとする。なお、本契約に関し甲乙間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

第11条（協議事項）
　本契約に定めのない事項、本契約各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲および乙は誠意をもって協議し、これを処理解決する。

本契約の成立の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、その写しを乙が保有する。

2025年3月17日

甲：東京都渋谷区桜丘町1番1号
株式会社アピリッツ
代表取締役　和田　順児　㊞

乙：東京都渋谷区桜丘町1番1号
株式会社ムービングクルー
代表取締役　五島　正道　㊞

(3) 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

① 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社であるムービングクルーの発行済株式の全部を保有しているため、本合併により株式その他の対価の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の増額はありません。

② 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はございません。

③ ムービングクルーの最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併消滅会社であるムービングクルーの最終事業年度に係る計算書類等については、下記(4)のとおりです。

④ ムービングクルーの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事項

該当事項はございません。

⑤ 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事項

該当事項はございません。

(4) ムービングクルーの最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**106,100**	**流動負債**	**54,179**
現金及び預金	57,306	買掛金	19,437
売掛金	43,673	1年内返済予定の長期借入金	250
仕掛品	4,973	未払金	24,836
立替金	25	未払法人税等	4,495
前払費用	121	未払消費税等	1,406
固定資産	**1,004**	預り金	3,312
無形固定資産	**676**	前受収益	440
ソフトウエア	676	**負債合計**	**54,179**
投資その他の資産	**327**	**純資産の部**	
繰延税金資産	327	**株主資本**	**52,925**
		資本金	**5,150**
		利益剰余金	**47,775**
		その他利益剰余金	47,775
		繰越利益剰余金	47,775
		純資産合計	**52,925**
資産合計	**107,104**	**負債・純資産合計**	**107,104**

損　益　計　算　書

（2024年 2 月 1 日から
2025年 1 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**405,266**
売上原価		**370,946**
売上総利益		**34,319**
販売費及び一般管理費		**21,883**
営業利益		**12,435**
営業外収益		
受取利息	7	
雑収入	433	**441**
営業外費用		
支払利息	16	**16**
経常利益		**12,860**
税引前当期純利益		**12,860**
法人税、住民税及び事業税	4,496	
法人税等調整額	241	**4,737**
当期純利益		**8,122**

株主資本等変動計算書

（2024年 2 月 1 日から
2025年 1 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2024年2月1日残高	5,150	39,652	39,652	44,802	44,802
事業年度中の変動額					
当期純利益		8,122	8,122	8,122	8,122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—	—
事業年度中の変動額合計	—	8,122	8,122	8,122	8,122
2025年1月31日残高	5,150	47,775	47,775	52,925	52,925

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　　個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　　定率法を採用しております。

無形固定資産　　定額法を採用しております。

3．収益及び費用の計上基準

収益　　検収基準を採用しております。

費用　　発生基準を採用しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　税抜方式よっております。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債務	買掛金	15,538千円
	未払金	2,844千円
	短期借入金	250千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

1．営業取引による取引高

売上高	3,060千円
売上原価	188,398千円
販売費及び一般管理費	10,426千円

2．営業取引以外の取引による取引高

支払利息	16千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	49株	―株	―株	49株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
一括償却資産	11千円
未払事業税	316 〃
繰延税金資産小計	327千円
評価性引当額	― 〃
繰延税金資産合計	327千円

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,080,114円69銭
1株当たり当期純利益	165,774円63銭

第３号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の通り当社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員、従業員及び子会社の取締役に対して、特に有利な条件でストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社の取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

(1) 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。）執行役員、従業員及び当社の子会社の取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数は540個を上限とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式54,000株を上限とし、具体的な配分につきましては、本株主総会終結後に開催される当社の取締役会において決定することとします。

ただし、上記の上限数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする他、新株予約権の目的となる株式の数が調整された場合には、調整後の新株予約権の目的となる株式の数に新株予約権の上限数を乗じた数を上限とします。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」）は100株とします。ただし、本株主総会終結後、当社が普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整します。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当又は株式併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当

社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要かつ合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとします。

上記の調整は、新株予約権のうち、調整を必要とする事象の効力発生時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げます）又は新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とします。

ただし、割当日以降、当社が当社普通株式につき次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

① 当社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主の売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当該新株の発行又は自己株式の処分の直前時における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「株式発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。また、算式中の「株式発行前の株価」は、直前の東京証券取引所における最終取引価格とし、やむを得ない事由により該当する最終取引価格が存しない場合は、当社が合理的な裁量に基づき定める価格とする。

③ 上記の他、割当日後に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本株主総会終結後に別途開催される当社の取締役会における付与決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日までの範囲で、当社の取締役会において定めるものとします。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとします。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとします。ただし、諸般の事情を考慮のうえ権利の存続を当社の取締役会が承認した場合はこの限りではありません。
② 新株予約権の行使は１個単位とし、１個未満の行使は認めないものとします。
③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することはできないものとします。
④ 新株予約権者は、(5)に定める行使期間内に限り行使することができるものとします。ただし、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日～12月31日）の合計額が新株予約権者一人あたり1,200万円を超過することになる行使はできないものとします。
⑤ その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、及び以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設

合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という）の新株予約権を交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(3)に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
イ）交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
ロ）再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(4)で定められる行使価額を調整して得られる額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(6)に準じて決定します。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記(9)に準じて決定します。

(11) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(12) 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない場合にはその旨
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとします。

(13) 新株予約権の割当日
本株主総会終結後に別途開催される新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものとします。

第４号議案　取締役に対する非金銭報酬としてのストックオプション付与の件

第３号議案について承認をいただけることを前提に、本議案は会社法第361条の規定に基づき、第３号議案に基づき発行する新株予約権の一部を当社取締役に対する非金銭報酬としてのストックオプションとして付与することについて、下記の新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、ご承認をお願いするものであります。

記

(1) 当社の取締役に対する報酬等の額
当社の取締役の報酬額につきましては2020年9月10日開催の臨時株主総会において、年額200百万円とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、上記報酬額とは別枠として、本株主総会から1年を経過する日までの期間に当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、新株予約権の割当日において算定する新株予約権1個当たりの公正な価額に、取締役（社外取締役を除きます。）に割り当てる新株予約権の予定上限数を乗じて得た額を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。
なお、現在の社外取締役を除く取締役は２名です。

① 取締役（社外取締役を除きます）に割り当てる新株予約権の予定上限数
取締役（社外取締役を除きます。）に対して割り当てる新株予約権の数は240個を上限とし、かかる上限は第３号議案に基づく新株予約権の総発行数の上限540個の内数となるものとし、各取締役（社外取締役を除きます。）への具体的な配分につきましては、本株主総会終結後に開催される当社の取締役会において決定することとします。

② 新株予約権の数の上限その他会社法施行規則第98条の3に定める新株予約権に係る事項

第３号議案(3)乃至(11)を参照

(2) 取締役に対して当該募集新株予約権を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対して新株予約権を付与するものであります。当社は2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告40頁に記載の通りでありますが、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、社外取締役からも相当であるとの意見を得ており、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であり、また、当該募集新株予約権の価値の割り当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額を上記の年額の上限の範囲内とすること、当該募集新株予約権の行使によって新規に発行される株式の発行済株式総数に占める割合は1.30%とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以　上

事　業　報　告

（2024年 2 月 1 日から
2025年 1 月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復傾向にあります。しかしながら、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場停滞の継続、さらには物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動などにより、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属するインターネット業界・オンラインゲーム業界においては、需要の面では、大手企業を中心に「デジタル・トランスフォーメーション（DX)」と呼ばれるデジタル技術の活用による変革の流れが引き続き力強いものとなっており、企業や政府・自治体における旺盛なIT投資が継続しております。また、供給の面では、デジタル人材の不足が依然として深刻な状況にあり、需給ギャップの拡大とそれに伴う人材獲得競争の激化が見られ、ソフトウェア等の開発単価は上昇傾向にあります。

このような経営環境において、当社グループは「ザ・インターネットカンパニー」というビジョンのもと、「セカイに愛されるインターネットサービスをつくり続ける」をミッションに掲げ、その実現に向けてWebソリューション事業・デジタル人材育成派遣事業・オンラインゲーム事業を展開し、DX化に伴う需要拡大や開発単価の上昇等の追い風の下、収益拡大を図っております。

また、前連結会計年度末に掲げた中期ビジョンである「アピリッツVISION2030」の取り組みを推進しております。当社グループには若手エンジニアを始めデジタル人材が多数在籍しており、今後も採用を強化する方針であることから、長期的な人材への投資・教育が必要であると考えております。従業員１人１人の成長が事業成長及び社会貢献へ繋がる事を鑑み、人と事業が継続して成長できる環境作りを行うことを目的としております。具体的には、組織における横串のコミュニティを活性化し、相互理解や助け合い文化の促進を行う「共創・共学」、学びの継続ができる環境構築によりデジタル人材の育成を行う「人材育成」、学びを継続することによる「生産力向上」の３つの要素により実現できるものと考えており、最終的には多くのサービス開発を通して、事業・収益拡大を実現させ、社会に多数のデジタル人材を輩出することで「豊かな社会」の実現を目指してまいります。

さらに、当社グループが成長戦略として掲げるM&A戦略の面では、その実現によりデジタル人材の確保・育成と事業領域の拡大に取り組んでおります。引き続き、成長に向けて積極的なソーシングを行ってまいります。なお、過年度から当連結会計年度末までに実現したM&Aは以下のとおりであり、いずれも完全子会社化しております。

時期	名称	事業内容
2022年１月	株式会社ムービングクルー	ファンコミュニティサイトの企画・開発・運営等
2022年７月	株式会社Y's	IT人材派遣、Webサイト制作等
2024年６月	Bee2B株式会社	Webサービス、システム開発・構築、運用・保守、コンサルティング等
2024年10月	株式会社クエイル	スマホアプリ・Webアプリケーション開発、AWSを主軸としたインフラ・クラウドサービスの構築・移行・運用、Webサイト制作等

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、以下のとおりとなりました。

売上高　9,008,810千円（前年同期比6.9％増）
営業利益　185,628千円（前年同期比69.0％減）
経常利益　185,547千円（前年同期比68.9％減）
親会社株主に帰属する当期純利益　45,968千円（前年同期比88.1％減）

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。
なお、セグメント間取引消去前の金額を記載しております。

（Webソリューション事業）

Webソリューション事業においては、顧客のニーズに合わせたサービス設計から開発・保守までの一連の業務を請け負うことによるロイヤリティループの形成、若手に責任あるポジションを経験させ開発エンジニアとしての技能の向上を図りそれをまた新たな若手に繋げていくことによる成長スパイラルの形成から、継続的な案件受注や新規案件のタッチポイントの増加を企図しております。

期中に発生した大型案件の納期遅延への対応にあたり、大幅な人員投下等による当該案件の不採算化、人員投下に伴うリソース不足の発生による新規案件獲得の低下が見られましたが、当該案件は2024年９月に収束しました。

その後、第４四半期連結会計期間においては、四半期における過去最高の売上となる大幅な業績の回復が見られましたが、営業利益以下の段階損益は、業績予想の達成には至りませんでした。

なお、今回の不採算プロジェクトの発生を契機に、開発プロジェクトにおけるミドルマネジメント層の充実やプロジェクトの問題点を的確にエスカレーションできる体制の強化を進めており、プロジェクト体制・収益性ともに、来期以降は不採算プロジェクトの影響は残らない見込みであります。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,525,429千円（前年同期比1.9%増）、セグメント利益は437,882千円（前年同期比54.7%減）となりました。

（デジタル人材育成派遣事業）

デジタル人材育成派遣事業においては、急速に進むデジタルビジネスの進展とそれを支えるデジタル人材の需給ギャップが構造的に問題となっており、質の高いデジタル人材に対するニーズが依然として高まっております。

当社グループでは、未経験に近い人員の採用を行い、過去から積み上げた質の高い教育を積極的に行うことで、質の高いデジタル人材を顧客に提供しております。

当連結会計年度においてもデジタル人材の派遣の需要は引き続き堅調に推移しております。当社単体においては、2024年12月から開始したオンラインゲーム事業における大型共同運営タイトルへの人員異動等により、第３四半期連結会計期間以降の売上高は減少傾向にあるものの、グループ会社における業績が順調に推移したことで、当社グループ全体の業績としては好調なものとなりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,183,337千円（前年同期比12.6%増）、セグメント利益は156,679千円（前年同期比41.1%増）となりました。

（オンラインゲーム事業）

オンラインゲーム事業は、運営移管タイトルにおいては、『けものフレンズ３』及び『UNI'S ON AIR（ユニゾンエアー）』がいずれも2024年９月にサービス開始５周年を迎えたことを記念して周年イベントを開催し売上に貢献いたしました。また、運営移管後に運営体制の効率化や外注の内製化を継続して行っていることで、原価は低減傾向にあります。

受託開発・運営においては、他社開発ゲームの受託開発及び運営保守並びに共同運営を行ってまいりました。自社ゲームタイトルや運営移管タイトルの開発で獲得したノウハウを活かし、他社ゲーム開発の受注が安定的に推移しました。また、2024年４月には株式会社ブシロードが提供する『新テニスの王子様 RisingBeat』、2024年12月には株式会社gumiが提供する『乃木坂的フラクタル』の運営に参画するなどを行いました。

自社ゲームタイトルにおいては、『ゴエティアクロス』が2024年９月にサービス開始６周年を迎えたことを記念して周年イベントを開催しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,370,128千円（前年同期比9.2%増）、セグメント利益は366,647千円（前年同期比93.3%増）となりました。

事業別売上高

事　業　別	売　上　高
Webソリューション事業	3,525,429 千円
デジタル人材育成派遣事業	2,183,337 千円
オンラインゲーム事業	3,370,128 千円
合　計	9,078,895 千円

(注) セグメント間取引消去前の金額を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は185,875千円であり、その主な内容は、本社移転に伴う建物、工具、器具及び備品の取得によるものであります。

③ 事業の譲渡及び譲受の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2024年６月１日にBee2B株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

2024年10月１日に株式会社クエイルの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

⑤ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、設備投資及び運転資金、M&Aによる株式取得資金の確保を目的として、長期借入金1,150,000千円の調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社グループが認識している主な経営課題は次のとおりです。

① 技術革新への対応

当社グループは、Webシステムやアプリ、スマホゲームなど様々な開発・運用・保守を行っているため、デジタル化技術やAIの進化、インターネットを基盤技術とする各種技術の革新に対応する必要があります。また、インターネット利用者がインターネット関連サービスに期待することも大きく変化していくことが予想され、当社グループにおいてもこの変化に柔軟に対応していくことが今後の成長において重要な課題であると認識しております。そのため、各種技術の進化とそれに伴う市場ニーズの変化を予測し、継続的に技術革新への対策を実施し、サービス向上に努めてまいります。

② 優秀なデジタル人材の確保・定着

当社グループが継続的に成長し続けるためには、インターネット関連技術に関して高いデジタル技術を備えた人材やデジタルネイティブな若い人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。そのため当社グループでは企業理念・組織風土にあった優秀な人材を新卒・中途問わず毎年継続的に採用しており、優秀な人材の定着を促進するため、福利厚生の充実、職務や職位に応じた適正な評価・報酬体系、働きやすいオフィス環境のハード面の構築を進めております。また、会社内の横串のコミュニティの活性化、相互理解や助け合いの文化を促進するソフト面での施策も同時に行い、共創・共学の環境で従業員が継続して成長することが事業成長を生み、ひいては関わるステークホルダーへ好循環が波及する環境づくりを進めて参ります。

③ 教育・研修への取り組み

当社グループは若手の従業員が多く、個人の成長が今後の長期的な企業成長へ繋がると考えております。そのため「学ぶ」というテーマが従業員の充実した生活と個人の成長を繋げる概念になると考え、そのための仕組みづくりが重要であると認識しております。また、支援体制につきましても、資格取得支援制度や社内研修を充実させることで人材育成により一層注力してまいります。

④　M&Aを利用した事業の拡大

当社グループは、成長戦略の一環としてM&Aを掲げております。M&Aを推進する事で事業規模の拡大、優秀なデジタル人材を採用とは別の軸で取り込む事が可能になり、これまでもサービス領域の強化・拡大などに取り組んでまいりました。引き続き、この方針のもとM&Aを進めてまいります。

また、検討に際して当社グループ事業とのシナジー、事業戦略との整合性、買収後の収益性、買収後の統合効果を最大化するプロセス（PMI）に留意しており、M&A後には、グループ全体で営業やバックオフィス業務の連携を図ることで管理体制を効率化するよう努めております。

⑤　サステナビリティ経営への取り組み

当社グループは、社会的責任としてサステナビリティ経営が重要な課題であると認識しております。当社グループは、サステナビリティ経営の基本となるＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みの開示強化を積極的に進めており、事業活動を通じて地球環境問題解決への貢献、多様性豊かな社会づくりのための活動、透明性の高い経営環境の確保に繋がるよう努めてまいります。

⑥　内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、内部管理体制の充実に努めてまいります。

（3）財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第　22　期 (2022年１月期)	第　23　期 (2023年１月期)	第　24　期 (2024年１月期)	第　25　期 (当連結会計年度) (2025年１月期)
売　上　高（千円）	4,795,709	7,323,080	8,427,942	9,008,810
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	109,206	210,206	386,321	45,968
１株当たり当期純利益　（円）	28.37	52.22	94.32	11.20
総　資　産（千円）	2,815,856	4,198,509	4,585,841	5,760,055
純　資　産（千円）	1,924,540	2,121,303	2,468,374	2,394,506

（注）当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき普通株式３株の割合で株式分割を行っておりますが、第22期の期首に分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第　22　期 (2022年１月期)	第　23　期 (2023年１月期)	第　24　期 (2024年１月期)	第　25　期 (当事業年度) (2025年１月期)
売　上　高（千円）	4,795,709	6,358,009	6,870,320	7,147,359
当期純利益（千円）	135,856	215,734	400,725	115,847
１株当たり当期純利益　（円）	35.29	53.60	97.84	28.21
総　資　産（千円）	2,795,681	3,993,959	4,404,394	5,483,352
純　資　産（千円）	1,951,190	2,153,481	2,514,955	2,510,966

（注）当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき普通株式３株の割合で株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②親会社との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業
株式会社ムービングクルー	5,150千円	100%	WEBシステム開発、スマホアプリ開発、ファンコミュニティサイトの企画・開発・運営等
株式会社Y's	10,000千円	100%	IT人材派遣、Webサイト制作等
Bee2B株式会社	10,000千円	100%	Webサービス、システム開発・構築、運用・保守、コンサルティング等
株式会社クエイル	20,300千円	100%	スマホアプリ・Webアプリケーション開発、AWSを主軸としたインフラ・クラウドサービスの構築・移行・運用、Webサイト制作等

(5) 主要な事業内容

事　　業	主要製品・事業内容
Webソリューション事業	ビジネス系ポータルサイト・ECサイト等のWebシステム受託開発・運営及び保守、Webマーケティング支援・セキュリティ診断等の各種サービス
デジタル人材育成派遣事業	Webソリューション事業及びオンラインゲーム事業の両事業領域におけるデジタル人材派遣
オンラインゲーム事業	自社企画オンラインゲームの開発・運営及びオンラインゲームの受託開発

(6) 主要な営業所

①当社

本社	東京都渋谷区

②子会社

株式会社ムービングクルー	本社（東京都渋谷区）
株式会社Y's	本社（東京都渋谷区）
Bee2B株式会社	本社（東京都渋谷区）
株式会社クエイル	本社（鹿児島県鹿児島市）

(7) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
720名	76名増

(注) 上記従業員には、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員）を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
560名 (81名)	16名増 (—)	31.6歳	4.4年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員を含む。)は、( )外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	532,143 千円
株式会社埼玉りそな銀行	300,000 千円
株式会社商工組合中央金庫	279,600 千円
株式会社みずほ銀行	250,000 千円
株式会社三菱UFJ銀行	186,668 千円
株式会社武蔵野銀行	177,776 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 12,840,000株

(2) 発行済株式の総数 4,158,762株(自己株式150,000株を含む)

(3) 株主数 1,834名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社エイ・ティー・ジー・シー	1,555,200	38.80
クリプトメリア株式会社	240,400	6.00
魚谷　幸一	239,400	5.97
和田　順児	208,200	5.19
笠谷　真也	84,900	2.12
楽天証券株式会社	84,300	2.10
アピリッツ従業員持株会	66,100	1.65
ＪＰモルガン証券株式会社	54,500	1.36
八木　広道	48,000	1.20
冨田　英揮	46,200	1.15

（注）当社は自己株式150,000株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の消却

当社は、2024年５月17日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、2024年５月31日付で自己株式100,038株を消却いたしました。

② 自己株式の取得

当社は、2024年10月17日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2024年10月18日から2025年１月31日までの間、東京証券取引所における市場買付により、150,000株の自己株式を総額115,562,800円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 新株予約権の払込金額

払込を要しない

② 新株予約権の行使条件

ⅰ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上権利の存続を取締役会が承認した場合は、この限りではない。

ⅱ) 新株予約権の行使は１個単位とし、１個未満の行使は認めない。

ⅲ) 新株予約権者は、当該新株予約権者自身の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日～12月31日)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。

ⅳ) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

③ 新株予約権の数

933個

④ 目的となる株式の種類及び数

普通株式　161,900株

⑤　当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	回次 行使価額	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数	備考
取締役（社外取締役を除く）	第８回A 400円	2021年５月18日から 2029年１月31日まで	10個	普通株式 3,000株	1名	(注)
	第９回A 434円	2022年４月26日から 2030年１月31日まで	303個	普通株式 90,900株	2名	(注)
	第10回A 1,232円	2025年５月20日から 2032年５月19日まで	160個	普通株式 16,000株	2名	-
	第12回 1,201円	2027年５月１日から 2034年５月17日まで	430個	普通株式 43,000株	2名	-
監査役	第７回A 400円	2021年２月25日から 2028年１月31日まで	10個	普通株式 3,000株	1名	(注)
	第８回A 400円	2021年５月18日から 2029年１月31日まで	20個	普通株式 6,000株	1名	(注)

（注）2020年９月11日付で普通株式１株につき100株の株式分割、2021年10月1日付で１株につき３株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、「行使価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権に関する事項

第12回新株予約権（2024年5月17日取締役会決議）

ⅰ）　新株予約権の払込金額

払込を要しない

ⅱ）　新株予約権の行使条件

ア）　新株予約権者は、権利行使時において、継続して当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、権利の存続を当社の取締役会が承認した場合

はこの限りではない。

イ） 新株予約権の行使は１個単位とし、１個未満の行使は認めない。

ウ） 新株予約権者は、当該新株予約権者自身の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日～12月31日)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。

エ） 新株予約権者は、当社決算書上の連結損益計算書における売上、営業利益及び自己資本利益率（ROE）が以下各号に定める基準を超える場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権に対して以下各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）を乗じた個数（１個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、新株予約権を行使することができる。

(a) 2027年１月期の売上が125億円、営業利益が11.3億円、ROEが18％を超過した場合
……行使可能割合50％

(b) 2030年１月期の売上が206億円、営業利益が20.6億円、ROEが18％を超過した場合
……行使可能割合50％

オ） その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

ⅲ） 新株予約権の数

1,390個

ⅳ） 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　139,000株（新株予約権１個につき100株）

ⅴ） 新株予約権の行使価額

１個あたり 120,100円

ⅵ） 新株予約権の行使期間

2027年５月１日から2034年５月17日まで

ⅶ） 新株予約権の区分別合計

区分	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	交付者数
取締役	430個	43,000株	2名
執行役員	720個	72,000株	6名
従業員	120個	12,000株	1名
子会社取締役	120個	12,000株	1名

4. 会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	和　田　順　児	執行役員CEO 株式会社ムービングクルー取締役 株式会社Y's取締役 Bee2B株式会社取締役 株式会社クエイル取締役
取締役	永　山　　亨	執行役員CFO 株式会社ムービングクルー取締役 株式会社Y's監査役 Bee2B株式会社監査役 株式会社クエイル監査役
取締役	川　又　啓　子	青山学院大学総合文化政策学部教授
取締役	北　上　真　一	静岡県立大学経営情報学部客員教授
取締役	正　能　茉　優	株式会社ハピキラFACTORY代表取締役 株式会社ガイアックス社外取締役
監査役	三　原　　順	―
監査役	石　上　尚　弘	石上法律事務所弁護士 川口化学工業株式会社取締役（監査等委員）
監査役	伊　藤　英　佑	伊藤会計事務所代表 八面六臂株式会社監査役 株式会社ライブレボリューション監査役 株式会社マーケットエンタープライズ監査役 株式会社モバイルファクトリー取締役（監査等委員）

（注）1. 取締役川又啓子、北上真一及び正能茉優の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石上尚弘及び伊藤英佑の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石上尚弘氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有する者であります。
4. 監査役伊藤英佑氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 当社は、取締役川又啓子、北上真一及び正能茉優の各氏、監査役石上尚弘及び伊藤英佑の両氏を、株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 2024年4月25日の第24回定時株主総会終結の時をもって、琴坂将広氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が規定する限度額までに限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

① 取締役の報酬等は、2020年９月10日開催の臨時株主総会で報酬総額を「年額200百万円以内」と決議しております。なお、決議当時の取締役は５名（うち社外取締役２名）であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は2021年2月24日取締役会で次のとおり決議しております。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成するものとする。

２．基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

３．非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付

与するため、非金銭報酬として新株予約権（税制適格ストックオプション）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとする。

4．金銭報酬の額、非金銭報酬等の額における取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど固定報酬としての基本報酬の金額が高まる構成とし、社外取締役の意見を聴取し検討を行う。

取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長は、社外取締役の意見内容を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員CEOである和田順児がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役の意見を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長執行役員CEOは，当該意見の内容に従って決定をしなければならないこととする。

委任の理由は、役位、職責、在任年数等及び当社の業績を総合的に勘案した報酬額の決定においては、代表取締役社長執行役員CEOに委任することが最適であると判断しているためです。

なお、新株予約権（税制適格ストックオプション）は、社外取締役の意見を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ決定方針に基づき報酬原案を策定し、独立社外取締役の意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等は、2020年９月10日開催の臨時株主総会で報酬総額を「年額40百万円以内」と決議しております。各監査役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、業務の分担等を勘案し、監査役の協議にて決定するものとしております。なお、決議当時の監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外)	65,656 (11,400)	57,600 (11,400)	— (—)	8,056 (—)	6 (4)
監査役 (うち社外)	19,200 (4,800)	19,200 (4,800)	— (—)	— (—)	3 (2)
計 (うち社外)	84,856 (16,200)	76,800 (16,200)	— (—)	8,056 (—)	9 (6)

（注）非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。当該新株予約権の内容及びその交付状況は「3．会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	川　又　啓　子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
取締役	北　上　真　一	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
取締役	正　能　茉　優	当事業年度に開催された取締役会13回中11回に出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
監査役	石　上　尚　弘	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。
監査役	伊　藤　英　佑	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。

（注）上記のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第２項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を４回行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び見積りの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、ESネクスト有限責任監査法人と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（1）決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して、2015年８月17日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議し、2018年11月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は次のとおりです。

1　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。

(2) 毎月１回以上開催する取締役会において、経営事項の審議及び決議を迅速に行い、各取締役の執行状況を監督する。契約を締結する際は、社内規程に基づき適切な社内手続を経て契約を締結する。

(3) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査部門は必要に応じて監査役・監査法人と情報を交換し、効率的な内部監査を実施する。

(4) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について監査し、必要に応じて取締役会・代表取締役に対し勧告する。

(5)「リスク・コンプライアンス規程」を通じ、法令、定款及び社会規範等の遵守の必要性を理解し、またその教育活動を推進する。

(6) 反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、これを社内に周知徹底する。

(7) 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みを構築する。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、適時に開示できるよう適切に保存及び管理する。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）経営の意思決定は、取締役会・執行役員会等において十分に審議を行う。

（2）取締役は、リスク・コンプライアンス管理委員会を通じて当社全体の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。また、執行役員は、所管する部門についての諸リスクの把握、評価及び管理に努める。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）定例取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

（2）代表取締役社長のもとに取締役、執行役員及び各部門責任者で構成された執行役員会を設置し、社長は取締役会で決定した方針及び計画に基づき、各執行役員及び各部門責任者に必要な指示を伝達する。また、執行役員会において、各部門責任者は各部門の業務執行状況を報告する。

（3）日常の職務の執行においては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、効率的な職務の執行を図る。

5　企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）親会社を含む企業集団との取引は、取引の実施及び取引条件の決定等に関する適正性を確保し、客観的かつ合理的な内容で行うものとする。

6　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、補助するための使用人を配置する。

（2）当該使用人が監査業務を補助するに当たって命令を受けた事項に関しては、取締役その他上長等の指揮命令を受けない。

7　子会社における業務の適正を確保するための体制

（1）子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」その他関連規程に基づき、子会社が当社の取締役会や社長承認を要する事項及び報告する事項を定め、連携と統制を行う仕組みを構築する。

8　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

（1）監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況を聴取し、関係書類を閲覧することができる。

（2）取締役等は、監査役に対して法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・意見交換が適切に行えるよう協力する。

（3）取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた事項がある場合は、迅速かつ的確に報告する。

（4）当社は、取締役及び使用人が監査役へ報告をしたことを理由として、報告をした者に対して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

9　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理、費用の前払または償還の手続に係る方針に関する事項

（1）監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

10　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、監査法人や内部監査部門と連携し、効果的かつ効率的に監査を実施する。

（2）適宜、各監査役で構成される監査役会を開催し、各監査役相互の情報共有を図る。

（3）監査役は、監査法人や内部監査部門より定期的に監査の状況報告を受け、監査の有効性、効率性を高める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、定期的に開催している取締役会、リスク・コンプライアンス管理委員会や執行役員会等において、各役員・部門間の情報共有を行い、全社的なリスク管理を行えるよう努めております。

また、監査役が効率的に監査を行えるよう、内部監査部門や監査法人と適宜に連絡を取り合えるような体制を整備しております。取締役・使用人におきましても、監査役に適時に情報の提供を行い、監査役監査に協力するように努めております。

今後も「内部統制システムの基本方針」を遵守し、継続的に業務の見直し・改善を行い、適切な内部統制システムの構築・運用が行えるよう努めてまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。利益配分にあたっては、経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮し、毎期の業績を反映しつつ、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案して決定する方針です。配当については、配当性向30％を目安に決定し、安定的かつ業績を反映させた増配の継続を目指します。また、資本収益性向上への取り組みの結果として発生した余剰資金を利用して、経営を取り巻く諸環境を踏まえ、機動的に自己株式の取得を行う事も選択肢といたします。

当社では、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記の基本方針に基づき１株につき８円といたしました。なお、中間期において、中間配当金１株につき８円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は１株につき16円となります。また、当事業年度に実施しました自己株式取得115,562千円と合わせまして総還元性向は393.0％となります。

翌事業年度の配当金につきましては、１株当たり中間配当金14円と期末配当金14円を合わせ、年間配当金28円（12円増配）を予定しております。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,444,578**	**流動負債**	**2,184,166**
現金及び預金	2,293,950	買掛金	436,010
売掛金及び契約資産	1,784,460	短期借入金	300,000
仕掛品	21,325	1年内返済予定の長期借入金	367,624
その他	349,379	未払金	644,781
貸倒引当金	△4,537	未払法人税等	48,314
固定資産	**1,315,477**	契約負債	221,212
有形固定資産	**217,889**	未払消費税等	93,192
建物	129,181	賞与引当金	34,558
工具、器具及び備品	88,707	その他	38,472
無形固定資産	**292,654**	**固定負債**	**1,181,382**
ソフトウエア	875	長期借入金	1,098,383
のれん	291,778	繰延税金負債	1,101
投資その他の資産	**804,933**	その他	81,898
差入保証金	526,468	**負債合計**	**3,365,549**
繰延税金資産	251,129	**純資産の部**	
その他	27,335	**株主資本**	**2,327,237**
		資本金	**645,112**
		資本剰余金	**543,282**
		利益剰余金	**1,254,405**
		自己株式	**△115,562**
		新株予約権	**67,268**
		純資産合計	**2,394,506**
資産合計	**5,760,055**	**負債・純資産合計**	**5,760,055**

連結損益計算書

（2024年 2 月 1 日から
2025年 1 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,008,810**
売上原価		**7,115,553**
売上総利益		**1,893,257**
販売費及び一般管理費		**1,707,628**
営業利益		**185,628**
営業外収益		
受取利息	250	
受取手数料	6,962	
物品売却益	1,880	
助成金収入	1,710	
その他	1,544	**12,348**
営業外費用		
支払利息	11,725	
支払手数料	613	
その他	90	**12,430**
経常利益		**185,547**
特別損失		
固定資産除却損	361	
本社移転費用	43,544	**43,906**
税金等調整前当期純利益		**141,640**
法人税、住民税及び事業税	136,318	
法人税等調整額	△40,645	**95,672**
当期純利益		**45,968**
親会社株主に帰属する当期純利益		**45,968**

連結株主資本等変動計算書

（2024年 2 月 1 日から
2025年 1 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
2024年2月1日残高	638,657	536,827	1,376,622	△110,395	2,441,710	26,663	2,468,374
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	6,455	6,455			12,911		12,911
剰余金の配当			△57,790		△57,790		△57,790
親会社株主に帰属する当期純利益			45,968		45,968		45,968
自己株式の取得				△115,562	△115,562		△115,562
自己株式の消却		△110,395		110,395	—		—
利益剰余金から資本剰余金への振替		110,395	△110,395		—		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						40,605	40,605
連結会計年度中の変動額合計	6,455	6,455	△122,217	△5,167	△114,473	40,605	△73,867
2025年1月31日残高	645,112	543,282	1,254,405	△115,562	2,327,237	67,268	2,394,506

連　結　注　記　表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　４社

連結子会社の名称　　株式会社ムービングクルー
株式会社Ｙ'ｓ
Bee2B株式会社
株式会社クエイル

なお、当連結会計年度において、Bee2B株式会社及び株式会社クエイルの全株式を取得して子会社化したため、連結の範囲に含めております。

（2）主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　　個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産　　主に定率法を採用しております。

ただし、建物（建物付属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　８～18年

工具、器具及び備品　３～15年

②無形固定資産（のれんを除く）　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。ただしサービス提供目的のソフトウエアについては、２年以内の見込利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③のれん　　のれんの償却については、その効力の及ぶ期間（5年）の定額法により償却を行っております。

（3）外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（4）引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　　従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。

（5）収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね１年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① Webソリューション事業

ａ．受託開発

当社グループは顧客との間で、Webサイトやシステム、スマートフォンアプリ等の開発に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する受託開発サービスの提供であります。

受託開発サービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

ｂ．運用・保守

当社グループは顧客との間で、Webサイトやシステム、スマートフォンアプリ等の運用・保守に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する運用・保守サービスの提供であります。

運用・保守サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

ｃ．コンサルティング

当社グループは顧客との間で、デジタル領域におけるマーケティング支援、ECサイト向けASPの提供等に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対するコンサルティングサービスの提供であります。

これらのサービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

② デジタル人材育成派遣事業

当社グループは顧客との間で、主として労働者派遣契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する当社グループのエンジニア派遣サービスの提供であります。

エンジニア派遣サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、主として労働者派遣契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

③ オンラインゲーム事業

a．受託開発

当社グループは顧客との間で、オンラインゲーム等の開発に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する受託開発サービスの提供であります。

受託開発サービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

b．ユーザーからの課金収入

当社グループは、主としてスマートフォンでプレイするオンラインゲームの開発・運営を行っております。当該オンラインゲームは、アプリケーション配信プラットフォーム提供会社が提供するプラットフォーム上において、ゲームアプリケーション本体をユーザーに無償で提供し、当該ゲーム内で使用する通貨等を有償で提供しております。主たる履行義務は、顧客であるユーザーが、購入したゲーム内通貨を消費して入手したアイテムを用いてゲームを行い、当社グループがアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことであります。

当該履行義務は、当該役務の提供により充足されるものであり、ユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

c．共同事業者から収受するレベニューシェア等

当社グループは、共同事業者がパブリッシャーとなり配信するオンラインゲームの運営業務の受託を行っております。当該共同事業者が収受したユーザーからの課金収入の一定割合を当社グループに分配する取引であり、主たる履行義務は、運営業務サービスの提供であります。

当該履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「物品売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

のれん　　291,778千円

（2）識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1．算出方法

当社グループは、対象会社の株式を取得して連結子会社とした際の当該対象会社の株式取得時の超過収益力をのれんとして認識しており、当該のれんが帰属する対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

のれんの取得価額については、外部の専門家を利用して、対象会社の株式取得時点における事業計画等を基礎としたDCF法（インカム・アプローチ）によって算出しております。

減損の兆候の有無を判定するに当たっては、対象会社ごとに営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みである場合や、経営環境の著しい悪化を把握した場合等の事象に基づき判定を行っております。

減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。

減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

2．主要な仮定

当連結会計年度において取得した株式に対するのれんの取得価額の算定の基礎となる事業計画、及び、減損損失の認識、測定の判断に用いる将来キャッシュ・フローの見積りの前提となる翌連結会計年度以降の事業計画の策定に当たっての主要な仮定は、過去の受注実績及び受注残高に基づく将来の受注見込み、人員計画等であり、これらを総合的に勘案して決定しております。

3．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていないものと判断しておりますが、主要な仮定は、経営者の判断及び見積りの不確実性が高く、対象会社の業績が想定より伸び悩むこと等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を計上する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1．　売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結計算書類「収益認識に関する注記　3．（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2．　有形固定資産の減価償却累計額　70,822千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	4,226,700株	32,100株	100,038株	4,158,762株

(注) 発行済株式の総数の増減は以下のとおりであります。

新株予約権の行使に伴う新株式の発行による増加　32,100株

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少　100,038株

2．自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	100,038株	150,000株	100,038株	150,000株

(注) 自己株式の株式数の増減は以下のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加　150,000株

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少　100,038株

3．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

2024年3月15日開催の取締役会決議により、普通株式の配当に関する事項を次のとおりとしております。

①配当金の総額　24,759千円

②1株当たり配当額　6円

③基準日　2024年1月31日

④効力発生日　2024年4月11日

2024年9月13日開催の取締役会決議により、普通株式の配当に関する事項を次のとおりとしております。

①配当金の総額　33,030千円

②1株当たり配当額　8円

③基準日　2024年7月31日

④効力発生日　2024年10月11日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年3月17日開催の取締役会決議により、普通株式の配当に関する事項を次のとおりとしております。

①配当金の総額	32,070千円
②1株当たり配当額	8円
③基準日	2025年1月31日
④効力発生日	2025年4月11日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	230,100株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入によって調達しております。余資の運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。売掛金の一部は為替の変動リスクに晒されておりますが、計上金額が僅少であるためリスクは軽微であります。

差入保証金は、主に本社オフィスの敷金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、契約の際に事前調査を行い、信用度の高い企業と契約を結ぶことでリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。これらの営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰計画や支払予定表を作成するなどの方法により管理しております。

借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達であり、長期借入金はM&Aの資金及び運転資金の調達を目的として銀行から融資を受けたものであります。変動金利による借入は金利変動リスクに晒されており、当該リスクに関しては経理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年１月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金(*2)	526,468	431,190	△95,278
資産計	526,468	431,190	△95,278
(1) 長期借入金(*3)	1,466,007	1,466,007	―
負債計	1,466,007	1,466,007	―

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、また、「売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2)「差入保証金」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の未償却残高が含まれております。

(*3) １年内返済予定の長期借入金も含めております。

（注１）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,293,950	―	―	―
売掛金及び契約資産	1,784,460	―	―	―
合計	4,078,411	―	―	―

(注)「差入保証金」については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

（注２）短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	300,000	―	―	―	―	―
長期借入金	367,624	367,624	315,384	240,952	135,360	39,063
合計	667,624	367,624	315,384	240,952	135,360	39,063

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（２）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	―	431,190	―	431,190
長期借入金	―	1,466,007	―	1,466,007

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金は、返還時期の見積りを行い、見積り期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回りによって割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	Webソリューション事業	デジタル人材育成派遣事業	オンラインゲーム事業	計	
売上高					
受託開発	2,021,006	—	145,905	2,166,911	2,166,911
運用・保守	860,993	—	—	860,993	860,993
コンサルティング	642,363	—	—	642,363	642,363
人材派遣	—	2,114,369	—	2,114,369	2,114,369
オンラインゲーム運営におけるユーザーからの課金収入	—	—	2,031,191	2,031,191	2,031,191
オンラインゲーム運営における共同事業者から収受するレベニューシェア等	—	—	1,192,981	1,192,981	1,192,981
顧客との契約から生じる収益	3,524,363	2,114,369	3,370,078	9,008,810	9,008,810
外部顧客への売上高	3,524,363	2,114,369	3,370,078	9,008,810	9,008,810

(注)　当連結会計年度より、従来「請負契約に係る取引」「準委任契約に係る取引」「人材派遣に係る取引」「オンラインゲーム配信サービスに係る取引」としていた収益の分解情報の区分をより明瞭な表示とするため、「受託開発」「運用・保守」「コンサルティング」「人材派遣」「オンラインゲーム運営におけるユーザーからの課金収入」「オンラインゲーム運営における共同事業者から収受するレベニューシェア等」に表示方法を変更しております。

なお、当該変更は収益の分解情報の区分変更であり、顧客との契約から生じる収益に与える影響はありません。

2．収益を理解する基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　4．会計方針に関する事項　（5）収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,009,620	1,247,979
契約資産	321,771	536,480
契約負債	220,395	221,212

契約資産は、主に請負契約について期末日時点で履行義務の充足により収益を認識しているが未請求の対価に対する権利に関するものであります。

契約負債は、主にオンラインゲーム配信サービスにおけるユーザーからの課金にかかる前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、220,395千円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額は221,212千円であり、１年以内に収益として認識されると見込んでおります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	580円54銭
１株当たり当期純利益	11円20銭

重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2025年３月17日開催の取締役会決議に基づき、2025年６月１日（予定）を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ムービングクルーを吸収合併する合併契約を締結いたしました。

１．取引の概要

（１）合併の目的

当社は、「ザ・インターネットカンパニー」という理念のもと、「セカイに愛されるインターネットサービスをつくり続ける」ことを目指し、デジタルトランスフォーメーション時代に対応し進化したデジタル技術を用いて、顧客のサービスひいては人々の生活をよいものへ変革するという考え方の基に事業を展開しております。

当社連結子会社である株式会社ムービングクルーは、当社のWebソリューション事業と同様に、システム開発において一気通貫にてコンサルティングから企画・開発・保守を行っております。また、グローバルに活躍するアーティストのファンコミュニティサイトの企画・開発・運営事業も手掛け、エンターテインメント事業の分野においてデジタル化支援を行っております。

今般、株式会社ムービングクルーの経営資源を当社へ集約して組織運営を一体化し、システム開発に関わる事業はWebソリューション事業へ統合、ファンコミュニティサイトの企画・開発・運営等は、オンラインゲーム事業のIPを活用した「推し活」ビジネスとして統合し、サービス提供の強化を目的として吸収合併することといたしました。

（２）被合併企業の名称及びその事業の内容

名称　　株式会社ムービングクルー
事業の内容　WEBシステム開発、スマホアプリ開発

（３）合併の日程

合併決議取締役会日　　2025年３月17日
合併契約締結日　　2025年３月17日
株主総会承認決議予定日　　2025年４月25日
合併予定日（効力発生日）　2025年６月１日（予定）

なお、本合併は、株式会社ムービングクルーにおいては会社法第784条第1項に基づく略式合併に該当するため、株式会社ムービングクルーにおいて合併契約の承認に関する株主総会を開催することなく行います。

（４）合併方式

当社を吸収合併存続会社、株式会社ムービングクルーを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式で、株式会社ムービングクルーは効力発生日をもって解散いたします。

（5）合併に係る割当の内容

当社完全子会社の吸収合併であるため、本合併による新株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

（6）吸収合併存続会社となる会社の概要

名称　　株式会社アピリッツ

事業の内容　ECサイト・Webシステムの受託開発、オンラインゲームの運営、デジタル人材派遣

2．実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

(Bee2B株式会社の取得)

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称　　Bee2B株式会社

事業の内容　Webサービス、システム開発・構築、運用・保守、コンサルティング等

(2) 企業結合を行った主な理由

Bee2B社は、Webサービス、システム開発・構築の企画・提案から運用・保守までサポートしており、当社の「Webソリューション事業」と親和性が高い事業を展開しております。

また、自社における外国人の採用と活用、ベトナムにおける人材活用等のノウハウも有しております。

今回の株式取得により、顧客の多様化、人員やノウハウの共有、海外における事業展開等が期待でき、より効率的な運営が可能となるものと考えております。今後、当社とのシナジーの創出により、さらなる事業拡大を見込めるものと判断し、同社の全株式を取得し子会社化するものといたしました。

(3) 企業結合日

2024年６月１日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2．連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2024年６月１日から2025年１月31日まで

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	150,000千円
取得原価	150,000千円

4．主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　　26,322千円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
(1) 発生したのれんの金額
102,538千円
(2) 発生原因
今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。
(3) 償却方法及び償却期間
５年間にわたる均等償却

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	129,899千円
固定資産	12,551千円
資産合計	142,451千円
流動負債	57,910千円
固定負債	37,078千円
負債合計	94,989千円

7．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

売上高	108,716千円
営業利益	8,016千円
経常利益	7,917千円
税金等調整前当期純利益	7,917千円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,536千円

（概算額の算定方法）

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(株式会社クエイルの取得)

1．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称　　株式会社クエイル

事業の内容　スマホアプリ・Webアプリケーション開発、AWSを主軸としたインフラ・クラウドサービスの構築・移行・運用、Webサイト制作等

(2) 企業結合を行った主な理由

クエイル社は、「おもしろい！を創る。」をミッションに鹿児島を拠点にAmazon Web Service（AWS）を活用したクラウドベースのアプリケーションやWeb系・スマートフォンアプリの開発、Webサイト制作等について、多岐に渡るフェーズを一気通貫で担っており、当社の「Webソリューション事業」と非常に親和性が高い事業を有しております。

今回の株式取得により、優秀なデジタル人材の確保と同時に、新たな地域での採用力強化や顧客の獲得など、地方での事業展開等が期待でき、より効率的で補完性の高い事業運営が可能となるものと考えております。今後、当社とのシナジーの創出により、さらなる事業拡大を見込めるものと判断し、同社の全株式を取得し子会社化するものといたしました。

(3) 企業結合日

2024年10月１日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2．連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2024年10月１日から2025年１月31日まで

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	62,000千円
取得原価	62,000千円

4．主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　　27,983千円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
(1) 発生したのれんの金額
52,972千円
(2) 発生原因
今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。
(3) 償却方法及び償却期間
５年間にわたる均等償却

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	47,699千円
固定資産	13,297千円
資産合計	60,996千円
流動負債	17,701千円
固定負債	34,268千円
負債合計	51,969千円

7．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

売上高	92,532千円
営業利益	△5,232千円
経常利益	△5,093千円
税金等調整前当期純利益	△4,933千円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,191千円

（概算額の算定方法）

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,716,405**	**流動負債**	**1,823,596**
現金及び預金	1,850,294	買掛金	290,620
売掛金及び契約資産	1,532,935	短期借入金	300,000
仕掛品	5,591	1年内返済予定の長期借入金	359,296
その他	332,120	未払金	538,796
貸倒引当金	△4,537	未払法人税等	19,099
固定資産	**1,766,946**	契約負債	219,777
有形固定資産	**199,360**	未払消費税等	38,305
建物	120,827	賞与引当金	28,430
工具、器具及び備品	78,532	その他	29,270
無形固定資産	**199**	**固定負債**	**1,148,789**
ソフトウエア	199	長期借入金	1,066,891
投資その他の資産	**1,567,386**	その他	81,898
関係会社株式	778,725	**負債合計**	**2,972,385**
差入保証金	523,852	**純資産の部**	
繰延税金資産	242,761	**株主資本**	**2,443,698**
その他	22,046	**資本金**	**645,112**
		資本剰余金	**543,282**
		資本準備金	**543,282**
		利益剰余金	**1,370,865**
		その他利益剰余金	1,370,865
		繰越利益剰余金	1,370,865
		自己株式	**△115,562**
		新株予約権	**67,268**
		純資産合計	**2,510,966**
資産合計	**5,483,352**	**負債・純資産合計**	**5,483,352**

損 益 計 算 書

（2024年２月１日から
2025年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**7,147,359**
売上原価		**5,670,802**
売上総利益		**1,476,557**
販売費及び一般管理費		**1,274,804**
営業利益		**201,753**
営業外収益		
受取利息	217	
経営指導料	19,200	
その他	2,698	**22,115**
営業外費用		
支払利息	10,984	
支払手数料	613	**11,598**
経常利益		**212,270**
特別損失		
固定資産除却損	361	
本社移転費用	43,544	**43,906**
税引前当期純利益		**168,364**
法人税、住民税及び事業税	97,635	
法人税等調整額	△45,118	**52,517**
当期純利益		**115,847**

株主資本等変動計算書

（2024年 2 月 1 日から
2025年 1 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2024年2月1日残高	638,657	536,827	—	536,827	1,423,204	1,423,204	△110,395	2,488,292	26,663	2,514,955
事業年度中の変動額										
新株の発行	6,455	6,455		6,455				12,911		12,911
剰余金の配当					△57,790	△57,790		△57,790		△57,790
当期純利益					115,847	115,847		115,847		115,847
自己株式の取得							△115,562	△115,562		△115,562
自己株式の消却			△110,395	△110,395			110,395	—		—
利益剰余金から資本剰余金への振替			110,395	110,395	△110,395	△110,395		—		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									40,605	40,605
事業年度中の変動額合計	6,455	6,455	—	6,455	△52,338	△52,338	△5,167	△44,594	40,605	△3,989
2025年1月31日残高	645,112	543,282	—	543,282	1,370,865	1,370,865	△115,562	2,443,698	67,268	2,510,966

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	主に定率法を採用しております。 ただし、建物（建物付属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　８～18年 工具、器具及び備品　３～15年
無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。ただしサービス提供目的のソフトウエアについては、２年以内の見込利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を計上しております。

5. 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね１年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① Webソリューション事業

a．受託開発

当社は顧客との間で、Webサイトやシステム、スマートフォンアプリ等の開発に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する受託開発サービスの提供であります。

受託開発サービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

b．運用・保守

当社は顧客との間で、Webサイトやシステム、スマートフォンアプリ等の運用・保守に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する運用・保守サービスの提供であります。

運用・保守サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

c．コンサルティング

当社は顧客との間で、デジタル領域におけるマーケティング支援、ECサイト向けASPの提供等に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対するコンサルティングサービスの提供であります。

これらのサービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

② デジタル人材育成派遣事業

当社は顧客との間で、主として労働者派遣契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する当社のエンジニア派遣サービスの提供であります。

エンジニア派遣サービスに係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、主として労働者派遣契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

③ オンラインゲーム事業

a．受託開発

当社は顧客との間で、オンラインゲーム等の開発に関する契約を締結しており、主たる履行義務は、顧客に対する受託開発サービスの提供であります。

受託開発サービスのうち、請負契約に基づく取引に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって充足されると判断し、期間が短くかつ少額なものを除き、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

準委任契約に基づく取引に係る履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた契約期間における金額に基づき、各月の収益を認識しております。

b．ユーザーからの課金収入

当社は、主としてスマートフォンでプレイするオンラインゲームの開発・運営を行っております。当該オンラインゲームは、アプリケーション配信プラットフォーム提供会社が提供するプラットフォーム上において、ゲームアプリケーション本体をユーザーに無償で提供し、当該ゲーム内で使用する通貨等を有償で提供しております。主たる履行義務は、顧客であるユーザーが、購入したゲーム内通貨を消費して入手したアイテムを用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことであります。

当該履行義務は、当該役務の提供により充足されるものであり、ユーザーがゲーム内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

c．共同事業者から収受するレベニューシェア等

当社は、共同事業者がパブリッシャーとなり配信するオンラインゲームの運営業務の受託を行っております。当該共同事業者が収受したユーザーからの課金収入の一定割合を当社に分配する取引であり、主たる履行義務は、運営業務サービスの提供であります。

当該履行義務は、契約期間にわたり充足されるものであり、顧客との契約に定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　778,725千円

（2）識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1．算出方法

当社は、対象会社の株式を取得して関係会社とした際の当該対象会社の株式を関係会社株式として認識しており、取得価額をもって貸借対照表価額としております。

取得価額については、外部の専門家を利用して、対象会社の株式取得時点における事業計画等を基礎としたDCF法（インカム・アプローチ）によって算出しております。

関係会社株式の評価は、取得価額と比較して実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、相当の減額を行わないことがあります。

実質価額に超過収益力を反映して判定した場合には、株式取得時の事業計画と、当事業年度以前の実績及び翌事業年度以降の事業計画との比較を行うことで、超過収益力の毀損の有無を判定しております。

2．主要な仮定

当事業年度における超過収益力の毀損の有無の判定に用いた翌事業年度以降の事業計画の策定に当たっての主要な仮定は、過去の受注実績及び受注残高に基づく将来の受注見込み、人員計画等であり、これらを総合的に勘案して決定しております。

3．翌事業年度の計算書類に与える影響

当事業年度においては、超過収益力の毀損の状況は識別されていないものと判断しておりますが、主要な仮定は、経営者の判断及び見積りの不確実性が高く、対象会社の業績が想定より伸び悩むこと等により見直しが必要になった場合、翌事業年度において、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	57,793千円
2．関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	30,439千円
3．関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	12,205千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	
売上高	224,305千円
仕入高・販売費及び一般管理費	149,595千円
営業取引以外の取引高の総額	19,216千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	100,038株	150,000株	100,038株	150,000株

(注) 自己株式の株式数の増減は以下のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	150,000株
取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少	100,038株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	126,067千円
一括償却資産	8,382 〃
未払事業税	5,211 〃
資産調整勘定	37,968 〃
貸倒引当金	1,389 〃
賞与引当金	8,705 〃
フリーレント賃料	35,433 〃
その他	25,592 〃
繰延税金資産小計	248,751千円
評価性引当額	△5,989 〃
繰延税金資産合計	242,761千円

関連当事者との取引に関する注記

1．親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

2．子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ムービングクルー	所有 直接100%	経営指導	経営指導料	9,000	未収入金	825
子会社	株式会社Y's	所有 直接100%	経営指導	経営指導料	7,800	未収入金	715

(注)　取引条件については、役務提供の対価として交渉の上、決定しております。

3．兄弟会社等
該当事項はありません。

4．役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	和田　順児	被所有 直接5.2%	当社代表取締役社長	ストック・オプションの行使(注)	12,000	―	―

(注)　取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

収益認識に関する注記

「連結注記表　収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	609円59銭
1株当たり当期純利益	28円21銭

重要な後発事象に関する注記

「連結注記表　重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

企業結合に関する注記

「連結注記表　企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年３月25日

株式会社アピリッツ
　取締役会　御中

ESネクスト有限責任監査法人

　東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田代　学
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志村　翔子

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アピリッツの2024年２月１日から2025年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アピリッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年３月25日

株式会社アピリッツ
　取締役会　御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田代　学
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志村　翔子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アピリッツの2024年２月１日から2025年１月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役または、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月27日

株式会社アピリッツ　監査役会

常勤監査役　三　原　　順　㊞

監　査　役　石　上　尚　弘　㊞

監　査　役　伊　藤　英　佑　㊞

（注）監査役石上尚弘及び監査役伊藤英佑は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

［会　場］ 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
渋谷ソラスタ４階 渋谷ソラスタコンファレンス４Ａ
（昨年の会場より変更となっておりますので、下記の会場ご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。）

交通のご案内

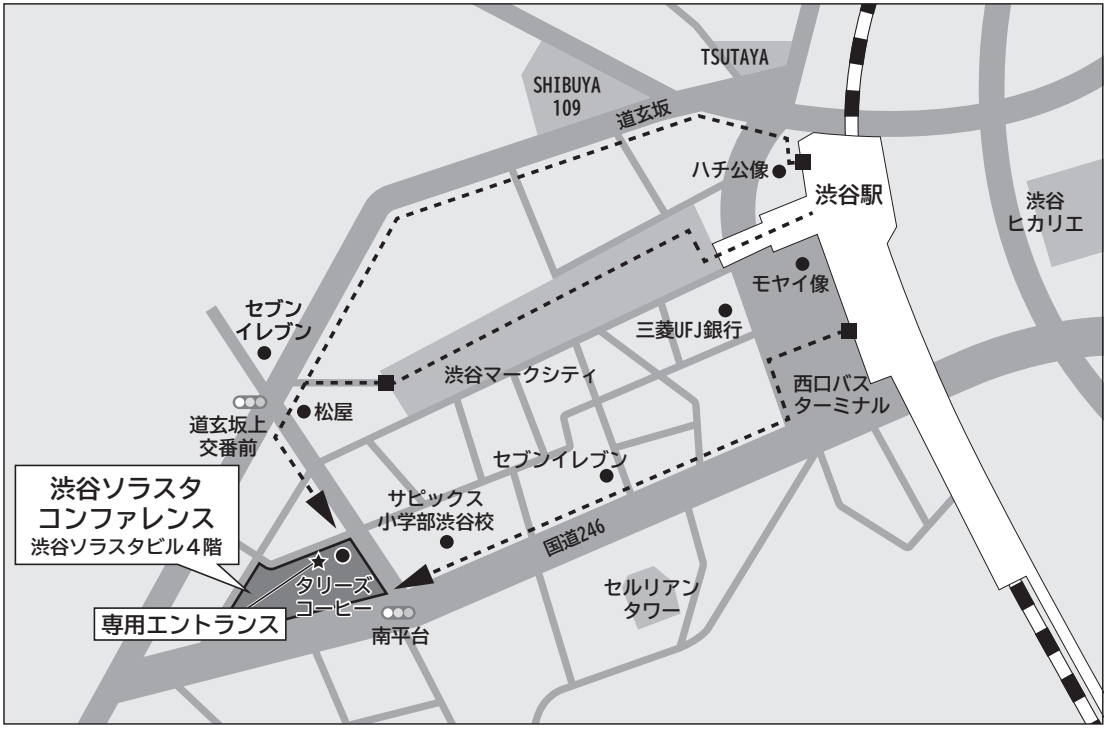

●アクセス
・JR各線 渋谷駅西口から　徒歩６分
・京王井の頭線 渋谷駅 渋谷マークシティ４Ｆ「道玄坂上方面出口」から　徒歩２分
・JR各線 渋谷駅ハチ公口から　道玄坂経由　徒歩７分
　渋谷マークシティ経由でのご来場を推奨いたします。

※会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
※株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。